

所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの

(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの

(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの

(ロ) 設備工事に係るもの

a 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの

b 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの

(a) 営繕に係る本庁舎等の工事に係るもの

(b) 以外のもの

東部総合事務所及び八頭総合事務所

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

東部総合事務所
所長

<p>の所管区域に係るもの 中部総合事務所の所管区域に係るもの 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請負代金の変更</p>						<p>中部総合事務所 所長</p>										
<p>12 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項（同規則第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定による必要な負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>						<p>西部総合事務所 所長</p>										

13 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの
(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの
(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの
(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの
イ 建設工事に係るもの
(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
(ロ) (イ)以外のもの
a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
ロ 設備工事に係るもの
(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの
(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの
a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
b a以外のもの
(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

東部総合事務所
所長

<p>の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所 及び日野総合事務所 の所管区域に係るもの</p>					<p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>										
<p>14 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建設工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設け工事に係るもの</p>					<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>										

<p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>															
<p>15 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建設工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等</p>															

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

の工事に
係るもの
(ロ) (イ)
以外のもの
の
a 東部
総合事務
所及び八頭
総合事務
所の所管区
域に係るもの
b 中部
総合事務
所の所管区
域に係るもの
c 西部
総合事務
所及び日野
総合事務
所の所管区
域に係るもの
□ 設備工事に
係るもの
(イ) 工
費が6,000
万円以上の
工事に
係るもの
(ロ) 工
費が6,000
万円未満
の工事に
係るもの
a 営繕
費に係
る本庁
舎等の
工事に
係るもの
の
b a以
外のもの
の
(a)
東部
総合事
務所及
び八頭
総合事
務所の
所管区
域に係
るもの
(b)
中部
総合事
務所の
所管区
域に係
るもの
(c)
西部
総合事
務所及
び日野
総合事
務所の

東部総合事務
所長

中部総合事務
所長

西部総合事務
所長

東部総合事務
所長

中部総合事務
所長

西部総合事務
所長

び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (b) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所 及び日野総合事務所 の所管区域に係るもの					中部総合事務所 所長											
17 同規則第42条第1項の規定による 工期の確保の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所 の所管区域に係るもの b 中部総合事務所 の所管区域に係るもの c 西部総合事務所 及び日野総合事務所 の所管区					東部総合事務所 所長											
					中部総合事務所 所長											
					西部総合事務所 所長											

<p>域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所 所長</p>								
<p>18 同規則第42条第2項の規定による通年必要とされる工期に満たない工期への変更の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事</p>				<p>中部総合事務所 所長</p>								
				<p>西部総合事務所 所長</p>								

に係るもの
(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
(ロ) (イ)以外のもの
a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
b 中部総合事務所
の所管区域に係るもの
c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
□ 設備工事に係るもの
(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの
(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの
a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
b a以外のもの
(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
(b) 中部総合事務所
の所管区域に係るもの
(c) 西部総合事務所及び日

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の																				
19 同規則第42条第 3項の規定による 請負代金の変更及 び必要な負担の決 定 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 普通 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの ロ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 費が6,000 万円以上 の工事に 係るもの (ロ) 工事 費が6,000 万円未満 の工事に 係るもの a 普通 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の b a以 外のも	東部総合事務 所長	中部総合事務 所長	西部総合事務 所長																	

<p>の (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>												
<p>20 同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>																	
<p>21 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及</p>																	
					<p>東部総合事務所長</p>												

<p>抗力による損害の状況の調査及び確認</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>						<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>											
<p>23 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に</p>						<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>											

	<p>係るもの</p> <p>a 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					東部総合事務所長												
24	<p>同規則第2条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所長</p>					中部総合事務所長												
						西部総合事務所長												

事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
b 中部総合事務所の所管区域に係るもの
c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
□ 設備工事に係るもの
（イ）工事費が6,000万円以上の工事に係るもの
（ロ）工事費が6,000万円未満の工事に係るもの
a 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの
b a以外のもの
（a）東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
（b）中部総合事務所の所管区域に係るもの
（c）西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの

中部総合事務所長

西部総合事務所長

東部総合事務所長

中部総合事務所長

西部総合事務所長

25	<p>同規則第7条第1項の規定による工事的物の使用</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所</p>	<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p>													
----	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所所管区域に係るもの</p>				<p>中部総合事務所 所長</p>								
<p>26 同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p>					<p>東部総合事務所 所長</p>								
					<p>中部総合事務所 所長</p>								
					<p>西部総合事務所 所長</p>								

<p>(イ) 工 費が6,000 万円以上 の工事に 係るもの</p> <p>(ロ) 工 費が6,000 万円未満 の工事に 係るもの</p> <p>a 普 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の</p> <p>b a以 外のも の</p> <p>(a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>																				
<p>27 同規則第58条第 1項の規定による かしの修補及び漏 害の修繕の請求</p> <p>(一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの</p>																				
<p>28 同規則第59条第 2項(同規則第56 条第2項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る請負代金の支払</p> <p>(一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係</p>																				

東部総合事務
所長

中部総合事務
所長

西部総合事務
所長

		<p>るもの</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>										
29	同規則第30条第2項の規定による前金払に係る認定	<p>(一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に</p>						東部総合事務所長										

<p>係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>中部総合事務所長</p>							
<p>30 同規則第1条第2項の規定による請負代金の前払 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建設工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部</p>				<p>東部総合事務所長</p>							
				<p>中部総合事務所長</p>							
				<p>西部総合事務所長</p>							
				<p>東部総合事務所長</p>							
				<p>中部総合事務所長</p>							
				<p>西部総合事務所長</p>							

<p>総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						<p>所長</p>																	
<p>31 同規則第66条第1項の規定による工事の出来栄部分等の確認 (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						<p>東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長</p>																	
<p>32 同規則第66条第4項の規定による請負代金の引当 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建設工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る</p>						<p>東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長</p>																	

<p>の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のもの の a 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの b 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの c 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p>					<p>東部総合事務 所長</p>												
<p>34 同規則第69条第 1項及び第70条第 1項の規定による 請負契約の解除 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの</p>																	
<p>35 同規則第72条第 1項の規定による 請負代金の支払 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 普請費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象 設計金額が</p>					<p>東部総合事務 所長</p>												
						<p>中部総合事務 所長</p>											
						<p>西部総合事務 所長</p>											

<p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p>										
<p>37 同規則第72条の3第1項の規定による追加技術者の配置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p>	<p>中部総合事務所長</p>	<p>西部総合事務所長</p>								

<p>に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p>										
<p>38 同規則第2条の5第1項の規定による工事現場の施工体相に係る実態調査の実施</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事</p>					<p>東部総合事務所長</p>										
					<p>中部総合事務所長</p>										
					<p>西部総合事務所長</p>										

	に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの								東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長														
七 其他の 事務	1 叙位、叙勲及び 褒章に係る事務 (一) 候補者の決 定 (1) 春秋叙勲 及び褒章に係 るもの (2) 叙位、高 齢者叙勲、死 亡叙勲及び遺 族追賞に係る もの (二) 国への具申										十一 其他の 事務	1 叙位、叙勲及び 褒章に係る具申 (一) 春秋叙勲及 び褒章に係るも の (二) 叙位、高齢 者叙勲、死亡叙 勲及び遺族追賞 に係るもの											
略	2 略										略	2 略											
略											略												

		もの (1) 鳥取市に所在する宿舎に係るもの (2) 東京都に所在する宿舎に係るもの (3) 大阪府に所在する宿舎に係るもの (4) 日野町に所在する宿舎に係るもの (5) 倉吉市に所在する宿舎に係るもの (6) 米子市に所在する宿舎に係るもの (7) 畜産試験場の宿舎に係るもの							東京事務所長 大阪事務所長 日野総合事務所長 中宿総合事務所長 西宿総合事務所長 畜産場副所長
五	電気事業法(昭和49年法律第170号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第42条第1項又は第21項の規定による保安規程の制定又は変更に係る経済産業大臣への届出 2 同法第48条第1項の規定による事業用電気工作物の設置若しくは変更に係る工事計画又は当該工事計画の変更についての経済産業大臣への届出							
六	管轄工事に係る知事の権限に属する事務	1 管轄工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。管轄課の課の六から八までにおいて同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 管轄費に係る本庁舎等(本庁舎、第二庁舎、議会棟、知事公舎、県外施設及び本庁発注工事に密接な関係があり、工事の性質上地方機関で発注することが適当でな							

